

広島県選挙管理委員会告示第四十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、別表のとおり変更があつた旨、福山市選挙管理委員会等から報告があつた。

令和三年六月十七日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

## 別表

指 定 施 設		変 更 事 項	変 更 後
名 称	所 在 地		
福山市神辺西コミュニティセンター	福山市神辺町字西中条 270 番地 1	所在地	福山市神辺町字西中条 7270 番地 1
福山市地域農業総合管理施設	福山市沼隈町大字中山南 480 番地	所在地	福山市沼隈町大字中山南 7480 番地
切串保育園	江田島市江田島町切串三丁目 34 番 35 号	名 称	認定こども園きりくし